

## ○特定個人情報保護評価書(素案)におけるリスク対策の主な内容(評価書素案151~170頁)

※2~5については、各プロセスで想定されるリスクと主な対策

1. 特定個人情報ファイル名(151頁)	<p>国民健康保険情報ファイル</p> <p>○ 国民健康保険の事務における「資格」「賦課」「収納」「給付」情報として記録されているファイル</p>
2. 特定個人情報の入手(151~154頁)	<p>◆対象者以外の情報を入手することを防止するための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第16条による主務省令に基づき、窓口において個人番号カード等により厳格な本人確認を実施</li> <li>・共通KEY(住民番号)を使用した庁内連携システム</li> <li>・届出書等の内容及びシステム入力内容の確認を複数人で実施</li> <li>・国保連合会からの入手については、国保連合会において、関連性、妥当性、整合性のチェックを行う。</li> </ul> <p>◆不正確な情報を入手することを防止するための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書等の内容及びシステム入力内容の確認を複数人で実施</li> <li>・国保連合会からの入手については、区において本人確認実施済みの情報であり、国保連合会においても個人識別事項を管理</li> </ul> <p>◆必要な情報以外を入手することを防止するための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規則等により様式が定められた届出書等(専用紙)を使用し、必要な添付書類以外は添付・複写しない。</li> <li>・国民健康保険関連以外の情報は登録できないシステム制御</li> <li>・国保連合会からの入手については、国保連合会においてあらかじめ指定されたインターフェースによって配信される。</li> </ul> <p>◆入手した情報の正確性を確保するための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口での証交付・納付書発行の際、その場で届出者等による記載内容の確認を実施</li> <li>・原則月1回は各情報間の整合性をシステムにおいてチェックし、必要に応じて調査・修正</li> </ul> <p>国保連合会から入手する被保険者情報については、当区および他区市町村から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は区及び他区市町村の双方に配信され、当区および他区の職員が確認</p> <p>◆入手の際の漏えい・紛失を防止するための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口仕切りパネルを設置</li> <li>・届出書等をキャビネット又は倉庫へ施錠保管</li> <li>・勸奨通知等への返信用封筒の同封</li> </ul> <p>国保連合会からの入手について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当区の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。</li> <li>・当区の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施</li> <li>・当区の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保</li> <li>・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを実施</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しない。</li> <li>・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録を実施</li> </ul> <p>国保総合PCと既存の国民健康保険市区町村事務処理システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定</li> <li>・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管</li> <li>・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度速やかに情報を消去</li> <li>・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄</li> <li>・定期的な操作ログのチェック</li> </ul>

<p>3. 特定個人情報の使用（155～157頁）</p>	<p>◆不正アクセス防止のための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 端末ID及びユーザーIDによるアクセス制御及びログ管理</li> <li>・ 雇用期間に応じたアクセス権限の管理</li> </ul> <p>・ 国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止</li> <li>・ 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しない。</li> <li>・ ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底</li> </ul> <hr/> <p>◆目的外利用防止のための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 端末ID及びユーザーIDによるアクセス制御及びログ管理</li> <li>・ 電子記録媒体の使用による他機関システムとの接続制御</li> </ul> <p>◆事務外での使用・不正複製防止のための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員に対する研修・指導及び自己チェックの実施</li> <li>・ 雇用承諾書や契約書等への当該事項の明記</li> </ul> <p>・ 区の職員等が不正にデータ抽出等できないように、※GUIによるデータ抽出機能は国保総合PCに搭載しない。</p> <p>※評価書157ページ参照</p>
<p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託（158～160頁）</p>	<p>◆不正アクセス防止のための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業者名簿の事前提出</li> <li>・ ユーザーIDによるアクセス権限の管理及びログ管理</li> </ul> <p>◆取扱いルール遵守の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書又は仕様書への当該事項の明記</li> <li>・ 作業報告書（書面）の提出</li> </ul> <p>・ 区の情報セキュリティ対策基準に基づいた個人情報の適正な管理の徹底</p>
<p>5. 特定個人情報の提供・移転（161～162頁）</p>	<p>◆不正な提供・移転防止のための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用申請（事前）による移転先の管理</li> <li>・ 端末ID及びユーザーIDも含めたログ管理</li> </ul> <p>◆目的外利用防止のための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 端末ID及びユーザーIDによるアクセス制御及びログ管理</li> </ul> <p>◆誤った情報提供・移転防止のための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用申請（事前）による情報内容の管理</li> <li>・ システム入力・作業内容の確認を複数人で実施</li> </ul>
<p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続（163～167頁）</p>	<p>◆中間サーバーの機能による対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号法上認められた提供・照会以外の拒否</li> <li>・ 職員認証、権限管理（アクセス制御）</li> <li>・ 許可外システムからのアクセス防止</li> <li>・ 一定期間経過後の自動削除による漏えい・紛失防止</li> <li>・ 操作ログ管理</li> </ul> <p>◆ネットワークの機能による対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（LGWAN）の利用</li> <li>・ 回線の暗号化</li> <li>・ VPNの利用による団体ごとの専用線化</li> </ul>

<p>7. 特定個人情報の保管・消去（168～170頁）</p>	<p>◆システムの機能による対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作端末とファイル保管端末の分離</li> <li>・ウイルス対策ソフトやファイアウォール等による不正プログラムの侵入防止</li> <li>・保管期間経過後のファイル一括削除</li> <li>・国保総合PCにおける措置については、区と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルを作成するが、ファイル転送の終了後には自動で削除</li> <li>・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない。</li> </ul>
	<p>◆システム以外による対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ等設置室（セキュリティ区域）への入退室の厳重管理</li> <li>・サーバー等設置室への自動監視装置の設置</li> <li>・紙及び電子記録媒体のキャビネット又は倉庫への施錠保管</li> </ul>